

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国民年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600155 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600023 号

第 1 結論

昭和 52 年*月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年*月から昭和 53 年 3 月まで

私は、20 歳になってすぐの昭和 52 年*月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、金融機関の窓口で毎月又は 2 か月に 1 回納付したのに、請求期間が未納期間となっており納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、20 歳になってすぐの昭和 52 年*月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、金融機関の窓口で毎月又は 2 か月に 1 回納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿等によると、請求者が所持する年金手帳に記載された請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月に払い出されており、当該払出と同時に昭和 52 年*月に遡って請求者の国民年金被保険者資格の取得手続きが行われていることが確認できる。

また、請求者が主張する国民年金の加入手続き時期において請求者が主張する納付方法により請求期間の国民年金保険料を納付していくためには、前述の国民年金手帳記号番号の払出し以前に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要になるが、別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、請求者は、現在所持している年金手帳のほかに交付された記憶はないとしている。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600159 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600024 号

第 1 結論

平成元年 2 月及び同年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 2 月及び同年 3 月

会社を退職した後の平成元年 2 月頃に元夫から扶養届を出しに行くので一緒に行こうと言われ、A 市に在った役所に出向いた。国民年金保険料を納付した場所や金額は記憶していないが、手続をした窓口の女性から、会社を退職して夫の扶養になるまでの期間が空白になっていると将来の年金に差額が出る旨の説明を受け、その場で手続をして請求期間の国民年金保険料を納付したと記憶している。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、国民年金保険料の納付記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の払出日について、日本年金機構は、平成 2 年 9 月 6 日と回答している上、当該国民年金手帳記号番号の前後の番号についても同日 (平成 2 年 9 月 6 日) に払い出されており、不自然さはない。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号の払出日と同日に、国民年金被保険者資格の取得年月日を「平成元年 3 月 1 日」とする処理が行われ、その後の平成 2 年 11 月 22 日に当該取得年月日が「平成元年 3 月 1 日」から「平成元年 2 月 1 日」に訂正されていることから、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする平成元年 2 月頃は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、請求者は、元夫が当時の納付状況等について記憶していると申し出ているため、同人に対して照会したが、加入手続を行った時期や納付金額については記憶していないと回答している。

さらに、請求者の主張どおり、平成元年 2 月頃に、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の国民年金手帳記号番号の払出し以前に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要になるが、別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、請求者は、現在所持している年金手帳のほかに交付を受けた記憶はないとしている。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。